

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）					
		部屋代		食費			
第1段階	<p>・世帯の全員（世帯分離をしている配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で老齢福祉年金を受給されている方</p> <p>・生活保護を受給されている方</p>	かつ、 預貯金等資産が単身で 千万円（夫婦で二千万円） 以下	多床室 0円		300円		
			従来型個室	(特養等) 320円		490円	
				(老健・療養等)			
			ユニット型準個室 490円				
			ユニット型個室 820円				
第2段階	<p>世帯の全員（世帯分離をしている配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、申請者本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方</p>	かつ、 預貯金等資産が単身で 千万円（夫婦で二千万円） 以下	多床室 370円		390円		
			従来型個室	(特養等) 420円		490円	
				(老健・療養等)			
			ユニット型準個室 490円				
			ユニット型個室 820円				
第3段階	<p>世帯の全員（世帯分離をしている配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、上記第2段階以外の方</p>	かつ、 預貯金等資産が単身で 千万円（夫婦で二千万円） 以下	多床室 370円		650円		
			従来型個室	(特養等) 820円		1,310円	
				(老健・療養等)			
			ユニット型準個室 1,310円				
			ユニット型個室 1,310円				
第4段階	上記以外の方（申請却下）	負担限度額なし					